

平成 24 年 2 月
東京税関業務部

各 位

継続取引一括輸出承認制度の導入について

継続取引一括輸出承認取扱要領（輸出注意事項 24 第 1 号）（別添 1）が制定され、平成 24 年 3 月 1 日から施行されますのでお知らせします。（経済産業省所管）

【制度の概要と対象品目】

継続取引一括輸出承認制度は、継続的な取引を有する同一輸入者向けの特定の貨物（輸出令別表第 2 の 21 の 3 項に掲げる貨物のうち、アセトン、エチルエーテル、エチルメチルケトン、塩化水素の水溶液（塩酸）、トルエン、硫酸の 6 貨物）の輸出について、一括して輸出令第 2 条第 1 項第 1 号の承認を行うものです。

【承認の要件】

以下を基本的な要件としています。

- ①麻薬及び向精神薬取締法第 50 条の 27 に基づく業務の届出を行った者
- ②同一の対象貨物の取引を同一の買主、同一の荷受人との間で継続的に行っている者
(申請日前 1 年間に 6 件以上又は申請日前 3 年間ににおけるそれぞれの 1 年間に 2 件以上の輸出承認の取得)
- ③社内輸出管理体制が整備されている者
- ④NACCS を通じて一括輸出承認の申請手続及び承認証の利用ができる者（電子申請・承認のみ）
- ⑤我が国が締結した条約その他国際約束の誠実な履行を妨げない者

【通関時の注意事項】

「税關における継続取引一括輸出承認の確認方法について（お知らせ）」（別添 2）が制定され、本承認制度を利用して輸出申告を行う場合、税關での確認のため、インボイスに記載する事項が定められました。インボイスには、一括輸出承認の対象貨物に該当する

- ・輸出令別表第 2 の『項』
- ・輸出令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の『該当貨物』又は『該当規定』
- ・当該貨物の『契約額の総価額』

を記載します。（インボイスへの記載例：21 の 3 項 エチルメチルケトン 40 万円）

【制定に伴う改正】

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」の一部に所要の改正があります。
経済産業省の H P をご確認ください。

継続取引一括輸出承認制度の問合せ先

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課 電話：03-3501-1659

輸出他法令の通關について

東京税關 業務部 通關総括第 4 部門 電話：03-3599-6341

経済産業省

平成24・01・23貿局第1号
輸出注意事項24第1号
経済産業省貿易経済協力局

「継続取引一括輸出承認取扱要領」を次のとおり制定する。

平成24年2月10日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

継続取引一括輸出承認取扱要領の制定について

「継続取引一括輸出承認取扱要領」(平成24年2月10日付け平成24・01・23貿局第1号・輸出注意事項24第1号)を次のとおり制定し、平成24年3月1日から施行する。

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）第2条第1項第1号の規定に基づく承認であって、継続的な取引を有する者が行う特定の貨物の輸出について一括して承認を行うものについて、承認の要件、承認に付する条件、申請手続及び有効期限等を次のとおり定める。

1 継続取引一括輸出承認（以下「一括輸出承認」という。）の要件

輸出令別表第2の21の3の項の中欄に掲げる貨物を輸出する場合であって、次の要件を全て満たす者に一括輸出承認を行う。

- (1) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条の27の規定に基づく業務の届出を行った者
- (2) 一括輸出承認申請日前1年間に、同一の輸入者（買主及び荷受人をいう。以下同じ。）向け、同一の貨物の輸出承認証取得件数が6件以上又は承認申請日前の3年間におけるそれぞれの1年間に、同一の輸入者向け、同一の貨物の輸出承認証取得件数が2件以上であって、取得した当該輸出承認証において輸出の実績が確認できる継続的な取引関係を有する者
- (3) 社内輸出管理体制が整備されている者
- (4) 輸出貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第64号。以下「輸出規則」という。）第1条の2で定めるところにより電子情報処理組織を使用して申請できる者
- (5) 一括輸出承認を使用して当該貨物を輸出しても我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることにならないことが確認できる者

2 一括輸出承認の範囲

輸出令別表第2の21の3の項の中欄に掲げる貨物のうち、アセトン、エチルエーテル、エチルメチルケトン、塩化水素の水溶液、トルエン及び硫酸の6貨物とする。

3 一括輸出承認の申請手続

(1) 一括輸出承認の申請方法

一括輸出承認の申請手続は、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）に定めるところによる。

(2) 一括輸出承認の申請窓口

一括輸出承認の申請は、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に行わなければならない。

(3) 申請に必要な情報等

一括輸出承認の申請を行う場合は、輸出規則第1条の2に規定する専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な申請様式に記載すべき事項（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成22年

2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号。以下「申請項目通達」という。別表第19)を入力し、次の(イ)～(二)の書類を専用電子計算機に備えられたファイルに記録又は当該書類等を当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出しなければならない。

- (イ) 1(2)の要件を確認できる輸出承認証両面の写し(書面により輸出承認証の発給を受けた場合に限る。)
- (ロ) 麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書の写し
- (ハ) 社内輸出管理体制が整備されていることを証する次の書類
- ① 組織図
- ② 受注から出荷までのフロー図
- (注) 承認申請日前1年間に外為法違反によって行政指導等を受けた者は、行政指導等を踏まえた社内管理が行われていることを確認できる書類の提出を求めることがある。
- (ニ) その他経済産業大臣が特に必要と認める書類

4 一括輸出承認の条件

一括輸出承認には、別紙に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

5 一括輸出承認証の変更

一括輸出承認を受けた者は、申請者、買主、荷受人の名称若しくは住所又は仕向地に変更が生じたときは、輸出規則第1条の2に規定する専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な申請様式に記載すべき事項(申請項目通達別表第19)を入力し、変更を要することを証する書類の写し及び原本証明書を専用電子計算機に備えられたファイルに記録又は当該書類等を当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出しなければならない。

なお、取引の内容を変更しようとするときは、新たに承認の申請を行い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

6 一括輸出承認の有効期限

一括輸出承認の有効期限は、その承認が有効となる日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

ただし、5に基づく変更の申請である場合には、変更前の承認の有効期限までの範囲内において経済産業大臣の定める日とする。

7 一括輸出承認の更新

- (1) 一括輸出承認を受けた者は、当該承認の有効期限満了日の3か月前から更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、一括輸出承認証の有効期限満了日前1年間に、同一の輸入者向け、同一の貨物の輸

出契約件数が6件以上又は一括輸出承認証の有効期限満了日前の3年間に
おけるそれぞれの1年間に、同一の輸入者向け、同一の貨物の輸出契約件数
が2件以上であって、各輸出契約に基づく輸出の実績が一括輸出承認証を
使用して輸出したがことが確認でき、当該申請の内容が適当と認められるとき
は、当該承認の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内に
おいて承認を行う。

(2) 更新のための手続

一括輸出承認の更新を行う場合は、輸出規則第1条の2に規定する専用電子
計算機に備えられたファイルから入手可能な申請様式に記載すべき事項（申請
項目通達別表第19）を入力し次の（イ）～（ホ）の書類を専用電子計算機に
備えられたファイルに記録又は当該書類等を当該電子申請の受付窓口に郵送
又は提出しなければならない。

- (イ) 継続的取引実績表（様式）
 - (ロ) (イ)に記載した輸出の実績を証する書類
 - (ハ) 麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書の写し
 - (二) 社内輸出管理体制が整備されていることを証する書類
 - ① 組織図
 - ② 受注から出荷までのフロー図
- (注) 承認申請日前1年間に外為法違反によって行政指導等を受けた者
は、行政指導等を踏まえた社内管理が行われていることを確認でき
る書類の提出を求めることがある。
- (ホ) その他経済産業大臣が特に必要と認める書類

8 一括輸出承認の取消

経済産業大臣は、一括輸出承認を受けた者が法令若しくは承認の条件に違反し
たとき、継続取引一括輸出承認取扱要領1の要件を満たさなくなったとき、又は
我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げるおそれか
ら必要があると認めるときは、当該承認を取り消すことがある。

別紙

- (1) 一括輸出承認に基づき輸出を行った際の関係書類は、輸出時から少なくとも、5年間保存し、その内容について報告を求められたときは、報告書を提出すること。
- (2) 輸入国から輸出事前通報要請を日本政府が受け入れた場合については、当該輸出承認証については効力を失う。
- (3) 一括輸出承認の範囲は、承認後においても法令及び継続取引一括輸出承認取扱要領の改正に伴い変更されることがある。
- (4) 法令若しくは承認の条件に違反したとき、継続取引一括輸出承認取扱要領1の要件を満たさなくなったとき、又は我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げるおそれがあると認められるときは、本承認が取り消されることがある。

(様式)

年 月 日

継続的取引実績表（更新申請）

申請者
住 所
担当者名
連絡先

規制貨物名 _____

承認年月日 _____

承認番号 _____

買 主 _____

荷受人 _____

輸出 契約	契約書番号	契約年月日	輸出年月日（初回）	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				

（注）同一契約に基づく輸出が複数回あっても初回の輸出の実績のみ記載

別添2

経済産業省

平成24・01・23貿局第1号
経済産業省貿易経済協力局

「税関における継続取引一括輸出承認の確認方法について(お知らせ)」を次のとおり制定する。

平成24年2月10日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

税関における継続取引一括輸出承認の確認方法について(お知らせ)

「税関における継続取引一括輸出承認の確認方法について(お知らせ)」(平成24年2月10日付け平成24・01・23貿局第1号)を次のとおり制定し、平成24年3月1日から施行する。

税関における継続取引一括輸出承認の確認方法について(お知らせ)

継続取引一括輸出承認（以下「一括輸出承認」という。）に係る輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）第5条（税関の確認等）に基づく確認については、平成24年3月1日から下記のとおり取り扱うこととなりましたのでお知らせします。

記

一括輸出承認を受けている輸出者においては、通関手続きを行う際、以下の事項をインボイスに記載してください。これに基づき、税関は当該貨物が一括輸出承認の対象貨物であるかどうかの確認を行います。

輸出しようとする貨物について、一括輸出承認の対象貨物に該当する輸出令別表第2の『項』、輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令（平成4年通商産業省令第38号）の『該当貨物』又は『該当規定』及び当該貨物の契約額の総価額をインボイスに記載してください。

（記載例1）21の3項 エチルメチルケトン 40万円

（記載例2）21-3 省令第1条第6号 ￥400,000

（記載例3）21-3 1-6 ￥400,000

本件についてのお問い合わせは、以下あてにお願い致します。

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課